

議事日程（第3号）

平成25年6月12日（水）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 鳴原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 新関善三君	9番 菅野正彦君
10番 黒沢敏雄君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 斎藤博美君
16番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	佐藤修一君	会計管理者	寺島喜美夫君
保健福祉課長	菅野浩市郎君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	仲江泰宏君	生涯学習課長	丹野雅直君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

今日は気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において9番議員 菅野正彦君、10番議員 黒沢敏雄君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は一問一答式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤宗弘でございます。私は、日本共産党や日本共産党後援会に寄せられた声の中から、今回、大きく3点について当局の考え方を質したいと思います。

今、日本の政治は、大変な混乱期にさしかかっております。安倍政権は、国会での多数を背景に、あらゆる分野で危険な暴走を始めています。バブルと投機のアベノミクス、消費税増税と社会保障切り捨て、雇用のルール破壊、原発の再稼働と輸出、TPP推進、沖縄などでの米軍基地許可、憲法の改悪、そして、過去の侵略戦争を肯定・美化する政治姿勢など、どの問題でも走り出すわ、鼻から国民との矛盾を広げ、ほころびと破たんが始まっているというのが今の政治の実態ではないかと思えます。アベノミクスを自慢しても、国民は景気回復などとても実感できず、株や金利の乱高下など新たな混乱が起きています。どの世論調査でも原発再稼働に反対が多数を占めています。TPPでの公約違反に強い怒りが広がっています。まず、96条からという改憲削除は、9条を改正したいというグループの中からも批判が出されているというのが実態であります。世論調査で反対が多数になっています。侵略戦争を美化する政治姿勢は、国内でも国際社会でも孤立を深めているというのが実態ではないでしょうか。政府が投機とバブルをああする異常な経済政策の危うさが現れています。大胆な金融緩和は、投機マネーによる株高と円安を生み出し、株や為替、長期金利の乱高下など、経済に新たな混乱をもたらしています。このバブルで一握りの大株主や富裕層には巨額の富が転がり込みました。大企業の多くは円安、株高の中で利益を増やし、内部留保だけ

でも1年間に10兆円も増やしています。その一方で、円安による原材料や燃油、水光熱費、小麦などの高騰は、中小企業や漁業、農業に深刻な打撃となり、家計を圧迫し始めています。アベノミクスの3本の矢には、国民の所得を増やす矢は一本もありません。それどころか成長戦略の名での解雇自由化、サービス残業合法化などの雇用のルール破壊、社会保障の大改悪、そして、消費税の大増税という毒矢が、これから国民に放たれようとしているわけであります。アベノミクスなどと新しい予想を凝らしても、大金持ちや大企業の利益を増やして、いずれはしたたり落ちるといふ既に破たんが証明済みの古い自民党政治そのものです。今、求められているのは、国民の所得を増やす本格的な景気回復の道です。平均給与は、1997年のピーク時から年間約70万円も減っています。長期にわたって国民の所得が減り続けていることにこそ、日本経済がデフレ不況に陥った最大の要因があります。これは自然現象ではありません。労働法制の規制緩和をはじめ、働く人の所得を減らす政策を進めてきた政治の責任です。この政治を改めることこそ、最大の景気対策だと私は考えるわけであります。このような大変な事態に陥っている中での当町の運営、特にこの川俣町は原発の全町民が原発被災者だということのうえに立った町政運営が強く求められているのではないかと私は考えるわけであります。

そういう立場からまず、第1点として、町は、町民の賠償請求の先頭に立てということであります。私は、原発事故以来、全町民が原発被災者だという立場に立つなら、町そのものが東京電力にきちっと賠償請求を行うべきだという立場を何回もこの場で主張してきたわけであります。町民の精神的損害の賠償を町が責任をもって東京電力に求めていくべきだと再三主張しましたが、町当局は賠償請求は民対民の関係だとして動こうとしないというのが、今日までの姿であります。このまま放置すれば、町民の不満は解決しないままに、東電や政府の狙いどおりに、いわゆる3年の時効という形で処理されてしまうという危険が生じてしまうわけであります。原発の一番近くに住み続けている自治体として、住民の精神的損害を発生時から1か月5万円程度の賠償を町当局が先頭に立って求めていくべきと考えるが、当局の考え方を質したいと思うわけであります。

2つ目の問題は、町役場建設はいつかということですが、東日本大震災、原発事故からの復旧・復興が求められていますが、何も進まない。山木屋地区の計画は出されているが、町の復旧のシンボルとも言える役場の建設については、なんの報告も聞かされていないというのが実態です。せめて議会ぐらいには、どのような進捗になっているのか、いつまでに役場を建設しようとしているのか。公民館は町民にいつ明け渡すのかぐらいの計画を示すべきではないかと考えるわけですが、当局の考えを質したいと思うわけであります。もう震災以来、3年目にさしかかっているにもかかわらず、これは県だ、国だと言っている必要はない問題です。役場の建設などというのは、町の自主的な姿でどんどん進められるにもかかわらず全然進まない。いわゆるほかの問題については、県が国がと言っている今まで

も逃げておりますが、この庁舎建設については、県や国がどうのこうのという問題ではない、自主的に進められるにもかかわらず、いまだに全然進んでいない。これらについて、当局の明確な答弁を求めるものであります。

3つ目の問題は、大震災、原発事故の川俣の被害状況はどうなっているかという問題であります。大震災から3年になるが、町として、このいわゆる千年に一度とも言われている大震災で、川俣町はどのような被害を受けたのかの全貌が、いまだに明らかになっておりません。私は、議会の度ごとにこの歴史的な大災害については、後世に残すためにもきちんとまとめる必要があるということを中心として、町当局もまとめる、まとめると議会の度に答えてはいるんですが、一向にこのことが出てこない。結局過去を正しく見ないということは、未来の計画も立てられないということになるわけです。川俣の復旧・復興などと盛んに言っても、じゃ、どのぐらいの被害があって、どこを復旧するのか、このことすら明確にできないというのが実情ではないかと思うんです。農業被害そのものにとってみても、結局山木屋地区、いわゆる川俣の農業の最大の基地である山木屋が、一切田んぼも畑も作れない。にもかかわらず、この被害状況がどうなったのかすら明らかにできない。これでどうやって復旧させるのか、何を復旧するのかと。原因が分からないまま復旧・復興と言葉ではいくら言っても、どのぐらいの被害があったのかすらつかんでいないで、復旧など進まないのは当たり前だと思います。だから、何も進まないというのが、実情なんです。この点について、なぜ今日まで結局は事故の処理やなんか盛んにやった、先頭に立って進めてきた課長なんかは、もう4人もいなくなっているんですね。だから、今さら職場を去った人に聞いてまとめるなどということ、これは大変困難なことだと思うんですが、こういうことがまとめられないままに、復旧だとか復興だとかだと言葉だけで遊んでいるのが町の姿だと私はきっちりと言わざるを得ないと思うんですが、この点について当局のきちんとした答弁を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。今日も引き続きの一般質問であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

まず、1点目、「町は町民の賠償請求の先頭に立て」の「原発の一番近くに住民が続いている自治体として、住民の精神的損害について、発生時から1か月5万円程度の賠償を町当局が先頭に立って求めていくべきと考えるが、当局の考えは」についてのご質問でございますが、去る12月定例会におきましても答弁申し上げましたとおり、基本的には民と民とのやりとりであると考えております。町といたしましては、1月には東京電力株式会社へすべての損害の確実かつ迅速な賠償について及び2月には経済産業大臣に東京電力株式会社による適正な賠償の履行についてとしての要望をしているところであります。更に、福島県原子力損害対策協議会において、福島県知事から原子力損害賠償紛争審査会における現地調査の要望を受け、

同審査会では本年5月12日に引き続き、本日、川俣町における現地調査を行うことで10時から行っているところでございます。その中で町といたしましては、住み続けている住民の精神的損害について、賠償の対象にするよう要請を行うこととしておりまして、今後とも機会あるごとに要請をしまいる考えであります。

次に、2点目の「町役場建設はいつか」の「町役場建設については何の報告もないが、せめて議会にはいつまでに建設して、公民館を町民に明け渡すのかぐらいの計画は示すべきではないか」のご質問に答弁をいたします。本町では、東日本大震災及び原子力災害からの一日も早い復旧・復興に全力を挙げて取り組んでおりますが、仮庁舎として中央公民館と保健センターを使用していることから、両施設をご利用になる町民の皆様には大変なご不便をおかけしております。庁舎建設のスケジュールにつきましては、現在、プロポーザル方式による設計業者選定のための準備を進めており、今月中旬には参加者募集のための公告を行い、書類審査による第1次審査、公開で行うプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を得て、8月下旬には設計業務を決定したいと考えております。設計業者の決定後は、まず、庁舎建物全体の概要を決める基本設計を行います。基本設計の期間は約4か月を予定しております。この間、議会議員の皆様への説明や新庁舎建設にかかる住民参加のための町民説明会を開催いたしまして、広くご意見やご要望をいただき、それらを十分に反映させ、建築プランやデザインなどを決定してまいる考えであります。また、広報かわまたや町のホームページを活用し、進捗状況等をお知らせしながら進めてまいりたいと考えております。基本設計完了後は約7か月の期間をかけて各種設計図や仕様書、計算書などを作成する実施設計を行うこととなります。本体工事、外構工事等につきましては、平成26年10月から約1年半の工期を予定しており、平成28年3月の完成を目指すものであります。現在、中央公民館と保健センターをご利用される町民の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、平成28年4月には、従前のおりご利用いただけるものと考えております。今後は、議会の皆様へ随時、報告、協議を行うとともに、町民の皆様へもより多くの情報を提供しながらご意見をいただき、より良い庁舎の完成を目指し、進めてまいりたいと考えております。

3点目、「大震災、原発事故の川俣の被害は」の「大震災で川俣町はどのような被害を受けたのか、議会の度にまとめると答弁しているが、いまだ明らかにされていない。3年経ったら時効だとも言うつもりなのか、いつになったら全貌がはっきりするのか」とのご質問でございますが、災害の記録につきましては、平成23年3月11日、15時に災害対策本部を保健センターに設置して以来、以降の被害状況、住民の避難状況、避難所開設状況について整理中ではありますが、ご指摘のとおり全貌を把握するところまではとどりに着いていない状況にあります。その要因として、役場庁舎が危険な状態となり、災害対策本部を保健センターに設置したものの、被災当初、唯一の通信手段であった防災無線が役場庁舎でしか使えなかったことから、防災担当である消防交通係を役場庁舎に泊めさせ、災害対策本部と隔離

せざるを得なかったことにより、情報の収集、整理の体制が十分整えられなかったことが挙げられます。また、福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害による双葉町をはじめ、相双地区の住民の方々の避難受入れ対応も必要となり、こちらには多くの人員と時間を要し、確実かつ効率的な被害情報収集、調査が困難であったこと。加えてインフラ、ライフラインが壊滅の状況下での調査でありましたので、すべて手書きによる資料作成、口頭での指示及び確認とならざるを得なかったことなどから、この期間の状況については、資料の収集、確認、整理に非常に手間取っているというのが現状でございます。引き続き町職員からの当時の被害状況の聞き取り、県災害対策本部からの本町に関する被害状況の提供、消防団への被害状況報告の再度の洗い出しなど、更なる情報収集を図りながら、被害状況の整理を進めてまいる考えであります。現在、文書広報係で撮影した写真データを抽出し、いつのどの時点でのどのような状況での写真であるかの確認を行っております。今後、収集した被害情報や災害対応、活動記録との突き合わせ作業を行うこととしております。今年度予算にて被災記録の作成費用も計上させていただいており、一日も早い作成を目指してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたしまして、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） まず、第1点目の問題なんですけど、確かに今日、なんですけど、要望を聞きに来るんだということなんですけど、ただね、それは要望を聞きに来るというのはこれ役場のことでしょうか。役場の主要な課題というのは、住民の安全、安心をどう守っていくかということが最大の課題だと私は思うんですよね。そういう立場に立つならば、役場で被った被害については、役場で請求はして賠償できますよということだけでね地方自治体の長としての役割を果たせるのかと、そうではないと思うんですよね。地方自治体の長というのは、住民の損害やなんかをどう守っていくのかということこそが長の立場ではないかと私は思うので、そういう立場に立ってくれということをお願いしているわけですが。全町民が被災者だということは、町当局も議会も認めて、全町民に原発被災者だということ、唯一義援金も配った県内ただ1つの町が川俣町なんですよね。そこまでやったわけですから、全町民が被災者だという立場に立つなら、全町民が精神的な大変な苦勞をしているということは認めて行動に移すべきではないかと思うんですよ。参考までに町長の考え方を聞きたいと思うんですが、「平成23年3月1日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故は、広範にわたる放射性物質の放出をもたらし、全町民が避難を余儀なくされた。事故発生から現在までの間、長期にわたる避難による生活環境及び健康状態の悪化、失業、放置された家族、友人との離散、生きがいの喪失、将来の見通しのつかない不安、コミュニティの崩壊等の損害、そして、これらによる精神的な損害は計り知れないものがある。町は、この規模、範囲において未曾有の災害の被害者となった町民の健康で文化的な生活を取り戻すため、東京電力株式会社及び原子力発電を推進してきた国の

責任を追及するとともに、町民の生活再建のため、迅速かつ公正、適切な賠償の実現を目指す」ということで、こういうことで浪江町はこういう条例を作って損害賠償をしているんですよね。この基本的な考え方というのは、町長はどう考えますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

浪江町が全町避難となって、川俣町のほうにも避難のほうでの受け入れをしてきたわけでありましたが、今回の浪江町の申し立てにつきましては、今、議員が読み上げたような内容であるということについては、私は浪江町としての考え方に反対ということではなくて、被災者ということでありますから、その点については理解を示すものであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 確かに今、私読み上げたのは、これ浪江町のなぜ損害賠償に至ったかという条例の全文ですよ。だから、町民がこういう状況におかれているという点については、浪江町は全町民が避難している。川俣町は山木屋だけが避難し、旧町内や山木屋以外の住民については、自主避難やなんかということで心配を抱えながら、行くところがなければここで暮らしているという、正に精神的負担というのは、むしろ川俣町のほうが大きいんですよ。にもかかわらず、東京電力は今まで12万円払っただけで、それで済ませようという、こういう姿勢で時効を待つのみになっているんですよ、今。だとすれば、このまま時効で東電と政府が逃げ得だということを許さないためには、浪江町と何ら変わらない状況だということについては、これは賛成とか反対とかと言えないのは分かります。しかし、この条例を制定した実態というのは、川俣町にそのまま当てはまっているんですよ。むしろ川俣町は東電からは毎月の10万円なり何なりの補償ももらっていない、賠償ももらっていないという、全くひどい状況だということになればね、これは一番原発に近い町に暮らしているものの暮らしをどう守るのかという立場を町として守ってやるというような姿勢に立てないのかどうなのか。せめてね、だって原子力対策課の中にはちゃんと損害賠償まで仕事業務として位置づけてあるわけですから。町民のすべての損害賠償を受け付けて、東電に賠償請求するということがらいはね、これは業務として人手が足りないならちゃんと人をお願いしてだって何にしたってやっていくくらいの町民に対する責任は持つ必要があるのではないかと思うんですが、その辺についてはどう考えますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今の質問のことにつきましては、先ほど答弁申し上げましたが、今日、紛争審査会の委員の皆さん方が川俣町に来られ、今、仮設住宅のほう、この後山木屋のほうの現場を見てもらうことになっているんでありますが、その中で要望書といたしまして、この川俣町全町避難ではございませんけれども、全町が除染をしなければならぬ状況におかれているわけでありまして、そういったところについても引き

続き賠償が行われるようにということの要望を紛争審査会のほうで取り上げて、それを追報のほうにやるというようなことの要望と、また、もう1つは時効問題が言われておりますので、これは解決センターのほうに申し立てしたもののだけじゃなくて、すべてにおいてそのことが申し立てする、しないにかかわらず、適正な不公平なことが生じないよう指針に盛り込むよう要望書を出すということで、私は行けないんでありますが、担当のほうに同行しますので、やらせているところがございますので、町といたしましては、この審査会のほうの中で議論いただき、そして、それを追報のほうに載せるというようなことの手組みをまず、していきたいというようなことで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） まあ、私は率直に言って、こんなことは言いたくないんですが、双葉郡の中ではなかなか東電や政府に対して、この問題について堂々ともものが言えないというのは明らかなんですよね。今まで原発があるがために大変な援助を受けてきた町ですよ。ところが、川俣町というのは、原発があるためと言ったって何の援助も受けたことないんですよ。私は再三にわたって、こんながな受け取るなと言って、これは原発見学費みたいな形で年に20万円や30万円の交付金は受けていましたが、それ以外は何の恩恵も受けていないんですよ。双葉郡のほうでは、それこそいろんな施設を管理できなくなるくらい建ててもらったりなんだりしているから、言いたいことは言えないんですよ。だから、ああいうことで政府や東電の言うなりになっているということだと思ふんです。うちのほうの町は何の影響もないわけですから、そんな義理も何も考える必要がないわけですよ。しかも、この川俣町から自主避難して家族がばらばらになっているとか、今でさえそうでしょう。じいさまが一生懸命畑で野菜を作っても、若い者は食ってくれないんだと、こういうことがまだまだあるわけですから、これ精神的な負担は大変なものなんです。そういうものに対して、一切向こうとしない。この姿勢に対してね、やはり住民の先頭に立つ町当局として怒りも感じないようではね、これは住民の命や暮らしを守る立場には立てないんじゃないかと思ふんですよ。だから、そういう点では、これはいろいろなんぼ除染したって0にはならないわけだし、だから、そういう点でしょうがないから損害賠償として、山木屋以外の方々も原発事故をさかのぼって月5万円ぐらいの精神的慰謝料を請求して、それで、町民の皆さんに我慢してもらおうぐらいの、そういう姿勢にちょっと立てばね、住民の皆さんだって、ああ、町はなんとかおれらの心配事にも応えてくれるんだということを理解するんです。ところが今、復興だの何だのと言ったってですよ、山木屋についてはまだまだ全然不十分になっちゃうんですが、復興工程表なんか出てますが、旧町内については全然何の恩恵も受けていないということでしょう。何の復興なんだと、それと。だから何にも手は打っていないということなんです。これではねだから今、この原発事故に対しての今、だからきちっとした姿勢を町として取る必要があるのではないですかということなんです。だから、原子力対策課ではちゃんと賠償もちゃんと受け付ける

という、取り組むということになっているわけですから、それは全然機能していないわけでしょう。だから、それをちゃんと充実させるという考えはないのかどうなのかということなんです。その1つとして、例えば浪江町なんかは条例を作って損害賠償するんだという、これは正に川俣に住んでいる人にとっても、全く同じ考え方ですよ、これは。精神的な賠償を求めるという点については。だから、この辺についてどうなのかということを再度お尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

町といたしましては、全町民にそういった意味では1万円の見舞金といいますか、そういったことを決定し、皆様方にそれを出している経緯がございます。また、国のほうでも、審査会のほうでも県内の町村関係のほうに出すことを決めてきたわけでありまして、しかし、それはもう途中で終わっているという我々認識を持っておりますので、今般、審査会の委員が来るということでありまして、川俣の実情を見てもらい、そして、また、そういった中であって、更にその賠償についても要望すべきと考えて今回、そのようなことで要望することにいたしましたところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 審査会に出したとしてもですよ、何を求めるのかということをはっきりと明確にしないまま、全町民に対してちゃんと精神的な負担に対する賠償をしろということを主張しなければ、これは審査会の議題になるはずがないんですよ。審査会は大体出さないためにはどうするかという検討をしているだけの組織ですから、私に言わせれば。出すためになんかいう審議するはずがないんです。だから、今日来るのであれば、ちゃんと全町民に原発事故以来の精神的負担として5万円なら5万円の賠償を全部出してくれという姿勢に立つなら分かりますよ。そういうことないでしょう。それでは審査会が来て、山木屋だけを見て、それで帰ると。ああ大変だということだけの話ですよ。だから、それではね本当に彼らはそんなことを考える人間じゃないですから。いかに早く収束して整理したいかということだけを考えているわけですから。その辺については時間もなくなっちゃうんでやめますが、そういう点できちっと姿勢を質す必要があるだろうということで、今後、検討をお願いしたいと思います。

それから、2つ目に入りますが、2つ目の問題は、役場庁舎の建設です。庁舎建設というのは、3月11日に役場が壊れて使えなくなったということに起因しているわけですよ。だから、本当に役場を復旧するというのであれば、もっと迅速な作業をやって進めるべきだと私は思うんですよ。たまたま公民館でなんとか間に合うからということで、町民に大変な迷惑をかけて、それでもう既に足かけ3年目になるわけです。2年は丸々終わっちゃったわけですから。だから、それは今まで何をやってきたのかということをお願いしたいですね。いわゆる言葉では、また、言葉遊びでごまかそうとしているんだと思うんですよ、私に言わせればですよ。プロポー

ザル方式による設計業者選定のための準備を進めております。だから、準備を進めるのは分かるんですが、住民のための役場庁舎ですから、住民の立場としてどういう役場を造りたいんだという基本的な姿勢がないまま、ただプロポーザル方式でやるんだということになれば、また、それで時間がずうっと延びていくことになっちゃうんですよ。だから、役場の機能が一番どうあれば良いかというのを一番分かっているのは、役場職員の皆さんでしょう。だから、こういう役場を造りたいんだという基本的な考え方、だから、はっきり言えば議会の場です、役場を平屋で造るのか、3階建てで造るのか、その辺のことについてだって議会に対して、正式な報告はないんですよ。たまたま1回全員協議会が出されたら、その中においおいちょっと待てと、議会というのは、議会には図書はこれ必須のものだから、議会図書くらいは作ってくれと私は主張しました。それを入れることになったのかならないのかまで何ら報告はないでしょう。だから、2年間にわたって何をやってきたのかということにならざるを得ないんですね。その辺の取り組みはどうだったんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、役場庁舎が一番大切なもので、住民のためにも早めに造りたいという願いは同じであります。今回、公民館と保健センターがあったためにそれを使っていたという、確かに甘えもありました。前に24年10月16日に庁舎検討委員会の答申を受けまして、それを報告した中で先ほども言いましたように、議会に図書室がないという話も聞いておりますので、それを盛り込んだ基本計画を町の中で今やっているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あのね、私の知る限りはですよ、この庁舎建設については、1人専任で取り組んでいたはずですよ。今は恐らく応援も含めて2人体制ですか。だから2人であんた仕事をやれば、大体基本的なものはこういうことでどうだぐらいのことは、1年も考えれば大体はできるんじゃないかと私は思うんですよ。それが、構想もまだできていないという、これ何をやっているのかというふうに言わざるを得ないんですよ。金がなくてできないと言うんだったら、金がなくてできないと言えば良いんですが、そういう問題じゃないんですよ。我々貧乏人だとね、家を造るには、まず、銭の算段からしなきゃならないから、これは構想どこの話でないけども、役場の場合はやっぱり機能的にどういう役場でありたいということからまず出発するわけだから。それがいまだに2年過ぎててもいまだにできていない。3年目にさしかかって、これから業者にやって、業者が作ってきたものをこれから検討するみたいなね、そんな流ちょうなことでやっていたのでは、町民がたまらないですよ。この公民館というのは、町民がみんな利用していた建物ですし、保健センターだって、別に使わないでおいた建物ではないわけだから、保健センターは、保健センターできっちり使っていたわけだから。それを2年間も占拠してですよ、いまだに庁舎の構想も決まらないという、こんなバカな話、こんなに流ちょうなの

が町の行政なんですか。ましてや、これは町のトップ機関である総務課が物事を進めているわけでしょう。だから、もっとスピーディな、災害なんか起こったらば、1年で大体どうするかという方向は決めるのが当たり前でしょう。災害で避難した人は2年経ったらば、仮設住宅から出るというのが今の法律ですからね。だったら庁舎だって2年目になったらば、ちゃんと新しい庁舎に入れるというのが当たり前の考えにならなくちゃならないと思うんですよ。その辺はどういうことなんですか。なぜできないんだと。人が足りなくてできないのか、能力がなくてできないのか、はっきりして補充してでも何してでも、せめて他に影響を及ぼさない復興なんですよ、庁舎建設などというのは。県の許可が下りないからできないとか、国の許可が下りないからできないという性質ではないんです。町自体でどんどん進められるにもかかわらず進まない。逃げるとこないでしょう。今まで何ら別な復興計画だと、いや県がだめだ、国がだめだと今まで逃げます、全部。庁舎については、どこで逃げるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

新庁舎の考え方としては、いろんな点がございまして、機能的な利用しやすい庁舎とか、分かりやすく安全で親しみやすい庁舎、ふれあい空間を確保した庁舎とか、いろんな7項目ほどあります。それを今、基本計画の中で検討しているところでございます。確かに大変遅れたことは申し訳ないとお詫びは申し上げますが、人も足りないということも確かにありますので、その辺も検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） まあ、人が足りないということであれば、人の配置は総務課の仕事ですよ。だから、これは総務課で人が足りなくて進まないんだったら、それは人の補充だってなんだってこれはやってだって、要はやる気がないということだと私は思うんですよ。こんなに3年にもなろうとしているのに、役場が新しい役場の姿すら議会に示せないということは。議会は何も言っていないんですよ。予算も何も全部満場一致で決めて協力しているんですよ。それにもかかわらず、こんなにかかる。同じく震災で壊れた役場などというのは、もう実質的な建設に入っているでしょう、皆。だから、それは何の差なんだということになっちゃうんですよ。だから、やるべきことはやっぱりね、お互いに協力し合ってやっていこうという姿勢に立たないと、これはいつまで経ってもどうにもならない問題だと思うんですよ。だから、私はある面では、川俣の復興の一番のシンボルだと思うんです。まずは役場を建てて、それでみんなと一緒にその場でこれからの復興を考えようという姿勢だとすればね、まずは陣地造るというのは、何をやるだって基本でしょう。陣地も造らないで、あんな、そんなことをやっているということ自体がおかしいんじゃないかと思うわけです。まあ時間もなくなるので次に移りますが、とにかくこれはきちんとした取り組みを早めてもらいたいと思うんです。

それから、3つ目の問題ですが、大震災原発事故の川俣の被害の実態をちゃんと

正しくつかもうということは、災害が起きたときから私は一貫して主張しているんですよ。どんな災害が起こったのか分からないままに復旧だの復興だの言っただけで、話にならないでしょう。ところが、いまだにこれは何これ、災害対策本部と隔離していたから情報の整理がつかないんだと。私のようにちょっと古くから議員をやっている人間だと、昔はパソコンなんかありませんよ。みんな手書きなんです。手書きは当たり前なんです。それだって、こんなに滞るなどということはないんです。だから、これはね、もうちょっとね、だって基本中の基本でしょう。川俣がこれだけの被害を受けたから、これを復旧しようじゃないかというのは基本中の基本。だから、どれだけ被害を受けたか分からないで、復興計画だとかなんやかとかこれ恥ずかしくなくよく出して来ると私は思うんです。被害の実態いまだに町全体の被害をつかんでいないわけですから。早く出してくれ、早く出してくれと言っただけで、出していないでしょう。山木屋が避難したから大変だと。山木屋の産業の最大、川俣の農業の大半は山木屋なんです。山木屋は田んぼも畑も全然作れない。その被害状況どうなっているんだと言っただけで、そのいわゆる条例に基づく報告だだけやってないわけでしょう。これは、条例で毎年議会に報告することになっているんです。それすらやってない。大変な農業被害があったにも、これだけ被害ありましたということについてもつかまれてないというのが、実態でしょう。だから、これでね復興計画だの何だのとなんぼ言っただけで話にならないというのが、私の考え方ですね。過去を正しく見られないものが未来のことは語れないんだということなんです。私は。だから、いまだにですよ、つい半月前ですか、あの3・11の事故のときに、おらいの米びつ空にして米持っていったんだけど、役場ではどういうふうにしてもらえるんだということをつい半月前に私訴えられたんです。だから、どういう援助したんだかも何をやったのかも分からないから、こういうところにちゃんと補償も何もしていないのが現状なんです。だから、これはおれ総務課長に名前ちゃんと実名まで出して、おまえら何をやっているんだと。早く謝りに行ってこいと言っただけでも、やったかどうかは分からないよ、私はそんな点検はしていないから。しかし、そういう実態を正しくつかまないと動いて、ああ動いていないのか。だから、こういう問題が起こっちゃうんです。だから、まず、被害状況がどうなのかなどというのは、いち早く全町民としてつかんで、その辺を復興にどういうふうに進んで力を合わせるかという立場に立たない限りは、これはこんなあんた、復旧・復興事業なんたって、どれだけ被害を受けたんですかと聞かれたら答えようがないわけでしょう。これでは全然話にならない。なんぼ今日あたり紛争審査会が来ると言っただけで、川俣の被害状態も分からないまま何を訴えるんですかと私は言いたいんです。その辺どうということなんです。議会の度に作ります、作りますとちゃんと何回も言っているんです。いまだにできないということは、どうということなんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

先ほど答弁申し上げました内容も含んでいることをございますが、これは今、答弁申し上げましたが、この写真の整理も含めてですね、今やっておりますので、この予算もいただいております、製本のもので、これがありますので、この後の9月議会までにはこれをまとめて報告できるような体制で進めてまいる考えでありますので、本当に今、遅れていること、我々自身もいろんな場で必要なものもございしますので、そういったことはしっかりと受け止めていることではあります、その資料の収集について遅れがちなところがあることも事実でありますので、それをしっかりと進めながら、9月議会には報告することに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） ただね、私はこの姿勢の問題だと思うんですよ。今までも必ずやりますやりますと議会の場で答えているんですよ。最初のころは、いや原子力災害対策課でやるんだ、総務課でやるんだと言って譲り合っていたから、それはおかしいでしょうと。災害対策本部でまとめるのがあたりまえでしょうということ、そこでまとめるということまでは決まったのね。すぐにそれは被害状況をまとめますということには答えるんだけど、実質が伴わないんですよ。例えばどうということかと言え、3月議会にこれをまとめるための予算は上げてないんですよ。やる気がないから予算なんか要らないということで上げない。議会でさんざん文句言われて、冗談じゃないよと、ちゃんとこれ予算付けてちゃんとまとめろと言って、議会の要求で予算を付けたんですよ、3月に。だから、予算がないとは今度は言えないわけだね。今までだったら、予算を付けないでそのままだったら、予算がないのでできないんですよと言われれば、我々も引っ込むほかないんだから。だから、予算もちゃんと取っておったんです。それで、恐らく前の副町長は、とにかく急いでやりますということはあるわけだけど、副町長はそのことを引き継いだかどうか、その辺はどうなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 今のお質しでございますが、前の副町長 永田からこの記録については早急にまとめるようにということで引き継ぎをいただいております。先ほど町長からも答弁がありましたとおり、9月議会には皆様にお示しできるように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） とにかくこの被害状況をまとめないでね、復興だの復旧だのって言っていること自体が私に言わせれば何なんだということですから、被害状況が分からないのに復興計画作ったり何だりというのはできるわけがないですよ。だから、中身のないものになっちゃうんですよ、すべて。だから、そういう点では是非ね、まあ副町長も新しくなったことだし、総務課の体制も強化してですね、役場の庁舎の建設なり、町民の賠償なり、そ

ういうものにきちんと取り組んでいただきたいということを最後に申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で遠藤宗弘議員の質問は、終了いたしました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。これより各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長さんをお願いいたします。今定例会の最終日、明日13日、木曜日は、午前10時から議会運営委員会、午前11時から全員協議会を開催し、午後1時から本会議を開催する予定であります。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午前10時50分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 菅野正彦

同 署名議員 黒沢敏雄